

税の申告はお早めに

申告期間 **2月16日(水)～3月15日(火)** ※土・日曜日、祝日を除く。

2月16日(水)から、所得税の確定申告と町・県民税の申告が始まります。確定申告書や町・県民税申告書などを提出する際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。あらかじめ必要な書類を準備して、早めに申告しましょう。

【桜井税務署 ☎42・3501 / 町税務課課税第一係 ☎34・2112】

所得税の確定申告

自営業の人はもちろん、会社員の人も給与以外の所得がある場合は、申告をしなければなりません。

期間内に申告をしなければ、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めることになるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。
正しく早めに申告しましょう。



確定申告が必要な人

▼1年間の給与の収入金額が2千万円を超える人

▼給与を1カ所から受けている人で、給与や退職所得以外の「所得の合計額」が20万円を超える人

▼2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、年末調整を受けた主な給与以外の給与の収入金額と給与や退職所得以外の「所得の合計額」との合計額が20万円を超える人

▼営業、農業、報酬、不動産、年金、譲渡などの所得のある人で、税法により納税が必要な人

所得税の還付が受けられる人

次の条件などに該当する人は、確定申告をすることで、源泉徴収された税金が戻ることがあります。

▼住宅借入金等特別控除及び各種控除などの適用を受ける人

年末調整を受けていない人

※還付を受けるために確定申告をする場合は、給与や退職所得以外の所得の合計が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

申告に必要なもの

●個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）

●源泉徴収票（原本）

●本人確認書類（運転免許証など）

▼生命保険料控除を受ける場合

●生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除証明書

▼国民年金保険料・国民年金基金掛金について社会保険料控除を受ける場合

●社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

▼地震保険料控除を受ける場合

年金受給者の事前の 所得税確定申告の相談・受付

年金受給者の所得税申告は、次のとおり、事前に相談し、確定申告書を提出することができます。

期間

2月3日(木)・4日(金)
午前9時30分～午後3時30分
(相談受付締切は午後3時)

場所

町民ホール(町役場西側)
※税務署からの案内ハガキの送付はありません。

●地震保険料の控除証明書（長期損害保険料の控除証明書も含む）

▼医療費控除を受ける場合

●医療費控除の明細書
●医療費通知（原本）など

▼寄附金控除を受ける場合

●寄附先から発行された受領証など

▼住宅借入金等特別控除を受ける場合

●住宅借入金等特別控除額の計算明細書
●家屋などの登記事項証明書

●請負または売買契約書の写し

●住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など

▼還付がある場合

●還付金の受取口座（本人名義）番号が分かるもの

申告する場所

本紙折込チラシをご覧ください。

町の申告相談会場

町の申告相談会場で申告される人は
「マイナンバー」と「利用者識別番号」
をご用意ください

町の申告相談会場で受け付けた確定申告書の提出方法が「e-tax」を利用した電子送信に変わっています。

これに伴い、所得税の確定申告をする場合は、個人番号（マイナンバー）に加えて「利用者識別番号」が

必要になります。

町の申告相談会場で所得税の確定申告を予定している人は、次の書類を申告会場に持参してください。

※申告相談会の日程は本紙折込チラシをご覧ください。

※年金受給者の事前の相談を除きます。
必要書類

▼利用者識別番号をお持ちの人

● 税務署から郵送される「確定申告のお知らせ」ハガキ

● 前年に町の申告相談会場で発行した「利用者識別番号」

単車などの廃車・名義変更届を

4月1日現在の所有者に課税

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在で、単車や軽自動車などを所有している人に課税されます。そのため、これらの車両を譲渡または廃車した場合は、下表の機関へ届出をしてください。



4月1日までに届出がない場合は、令和4年度分の軽自動車税種別割が課税されますのでご注意ください。

各車種の手続き場所

車種	手続き場所・電話番号
単車など（125cc以下）	町税務課課税第一係 ☎ 34-2112
軽二輪車 （125cc超 250cc以下）	近畿運輸局奈良運輸支局 ☎ 050-5540-2063
二輪小型自動車（250cc超）	
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会奈良事務所 ☎ 050-3816-1845

☎ 税務課課税第一係 ☎ 34-2112

▼利用者識別番号をお持ちでない人

● 事前に国税庁のホームページから取得した「利用者識別番号」が確認できるもの

▼ID・パスワードを事前取得されている人

● ID・パスワードを印刷したものを
感染対策にご協力ください

● 町の申告相談会場では、混雑緩和のため1日60人までの受付となります。受付番号は当日の午前8時から配布しますが、密集を避けるため配布前に並ばないようお願いいたします。可能な人はスマートフォンなどによる電子申告や税務署の申告会場を利用いただくなど、人流の分散にご協力ください。

● 来場の際はマスクの着用をお願いします。着用されていない場合、入場をお断りします。

● せき・発熱などの症状がある人や体調のすぐれない人は、入場をご遠慮ください。

● 会場内に筆記用具は用意していませんので、ボールペンや計算器具などを持参してください。

町・県民税の申告

令和4年1月1日現在、田原本町に住んでいる人は、令和3年中の所得状況について申告をしていただく

必要があります。

ただし所得税の確定申告をする人や、給与所得または公的年金などの所得のみの人で勤務先などから町へ給与支払報告書または公的年金等支払報告書が提出されている人は、その必要はありません。

医療費控除や生命保険料控除などの適用を受ける場合は、申告が必要となる場合があります。

申告書は、申告が必要であると思われる人に2月上旬に郵送を予定しています。

所得がなくても申告を

所得がなかったなどの理由により申告をされなかった場合、非課税証明書などの税務証明を交付できないことがあります。

また、国民健康保険税などの算出の資料にも利用しますので、令和2年中に所得がなかった場合でも、町・県民税の申告をお勧めします。

申告に必要なもの

● 申告書

● 個人番号確認書類（マイナンバーなど）

● 本人確認書類（運転免許証など）

● 確定申告に必要なものと同様の書類

申告する場所

町役場税務課窓口

※申告受付は町役場税務課窓口のみです。ご注意ください。

支給額の計算式

$(\text{直近の継続した3月間の給与収入合計額} \div \text{就労日数}) \times 2 / 3 \times \text{支給対象となる日数}$

※給与の全額が支払われる期間の支給はありません。給与の一部を受けの場合、傷病手当金より少ないときは差額を支給します。



ホームページも併せてご覧ください

- 支給額**
上記の計算式により算出した金額
- 申請方法**
ホームページから申請書をダウンロードするか、電話で申請書の郵送希望をお伝えください。
- 申請書の被保険者用（国保の場合は世帯主用も）・事業主用・医療機関用を住民保険課へ郵送してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する人に傷病手当金が支給されます。支給対象期間が令和4年3月31日(木)に延長されました。該当する人は申請をお願いします。

対象者
国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の被用者（会社などから給与の支払いを受けている人）のうち、新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる人。

支給対象期間
国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入期間中で、療養のため仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日から、仕事を休んでいた期間。※適用は令和2年1月1日(水)から令和4年3月31日(木)まで（入院が継続する場合は最長1年6ヵ月まで）

新型コロナウイルス感染症の影響による 傷病手当金支給対象期間の延長

支給対象期間が令和4年3月31日(木)まで延長

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097
福祉・高齢医療係 ☎ 34・2095 / 34・2096

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金 が始まります

速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業実
施本部（健康福祉課内） ☎ 33・9220

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、さまざまな困難に直面した人が速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して現金を給付します。

※時期などについては、詳細が決まり次第ホームページや広報紙でお知らせします。

給付金額
10万円（1世帯当たり）

給付対象

- 1 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
対象と思われる人に確認書を郵送します。

確認書の提出先：令和3年12月10日時点で住民票がある市区町村



- 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情があると認められる世帯（家計急変世帯）
対象と思われる人はご自身で申請していただく必要があります。
- 申請書の提出先：申請日時点で住民票がある市区町村

注意

- とともに、住民税が課税されている人の扶養親族などのみで構成される世帯は対象外です。
- 両方の条件を満たしていても、給付はどちらか一方のみとなります。
- 他の市区町村で既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受け取られている場合は、②の支給対象となりません。
- DV被害者などで、他の市区町村から住民票を移さずに田原本町に住んでいる人は、田原本町で申請できる場合がありますのでご相談ください。

川西町・三宅町・田原本町の上水道事業の経営が統合されます

磯城郡水道企業団

広域化に関するQ&A

磯城郡水道企業団事務局 ☎ 32・2506

水道事業を取り巻く諸課題に対応するため、水道の基盤強化を図る必要性から、磯城郡では平成26年度から水道事業の広域化に取り組んできました。現在は、令和4年4月1日からの企業団での事業開始に向けて、準備も最終段階に入ってきているところとあります。

広報12月号に続き、より細かな部分の「広域化に関するQ&A」を作成しましたのでお知らせします（現時点での予定のため、今後変更されることがあります）。今後も磯城郡水道企業団に関する情報を、各町の広報紙や企業団ホームページによりお知らせしていきます。

Q&A

Q 水道の使用開始・中止・変更の申込はどうすればいいの？

A：電話もしくは企業団窓口でお申し込みください。

Q 検針・請求のサイクルはどうなるの？

A：検針は隔月検針（2カ月に1回

検針）となります。料金の請求は毎月で、検針した2カ月分の使用水量を2等分（端数は翌月分に加算）して、1カ月当たりの料金を算定し請求します。

Q 検針日はどうなるの？

A：次のとおりです。

① 令和4年3月までの検針日が毎月9日から15日の間である地域
令和4年4月からは奇数月もしくは偶数月のどちらかの9日から15日の間になる予定です。

② 令和4年3月までの検針日が毎月18日から23日の間である地域
令和4年4月からは奇数月もしくは偶数月のどちらかの18日から23日になる予定です。

※右記の各検針日の対象地域については、現在調整中です。広報3月号でお知らせする予定です。

Q 口座振替日はどうなるの？

A：これまでと変わりません。

① 奇数月もしくは偶数月のどちらかの9日から15日の間に検針がある

場合は、毎月当月28日（金融機関が休みの場合は翌営業日）になります。

② 奇数月もしくは偶数月のどちらかの18日から23日の間に検針がある場合は、毎月翌月10日（金融機関が休みの場合は翌営業日）になります。

Q 水道料金を口座振替しているけど、新たに手続きが必要？

A：新たに手続きは必要ありません。

Q 令和4年3月31日までに田原本町水道事業管理者が発行した納付書は、令和4年4月1日以降も使えるの？

納付書の納期限までは使えます。納期限が過ぎてしまった場合は、基本的に使えませんので、企業団へご相談ください。

Q 窓口の営業時間は？

A：午前8時30分から午後5時15分です。（土・日曜日、祝日を除く）

Q 給水分担金（給水装置新設などの際に必要な分担金・申込金）はどうなるの？

A：これまでと変わりません。

Q 給水装置の所有者が変更になる場合はどうすればいいの？

A：変更には届け出が必要となります。企業団窓口へお問い合わせください。

屋外スピーカーを使用した試験です

全国瞬時警報システム 全国一斉情報伝達試験

防災課安全防災係 ☎ 34-2059

緊急時における町民への情報伝達を確実にを行うため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の動作確認を全国規模で行います。

田原本町では、同報系防災行政無線（屋外スピーカー）や災害電話サービスを用いて訓練を実施します。

実施予定日 2月16日(水)午前11時ごろ

※訓練内容並びに実施日時が、変更もしくは中止となる場合があります。

放送試験内容 町内46カ所の防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

放送内容

- ① 上り4音チャイム
- ② 「これは、Jアラートのテストです」（3回繰り返し）
- ③ 「こちらは、田原本町です」
- ④ 下り4音チャイム

町の人事行政の運営状況を公表します

町の職員の給与その他の勤務条件などの状況について、町民の皆さんに
より一層のご理解をいただくため、その概要をお知らせします。
詳細は町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

1 総括

(1)人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和3年1月1日現在)	31,779人
歳出額(A)	15,967,486千円
実質収支	499,338千円
人件費(B)	2,149,129千円
人件費率(B/A)	13.5%
参考：令和元年度の人件費率	15.4%

(2)職員給与費の状況（令和2年度普通会計決算）

職員数(A)	227人
給与	746,474千円
職員手当	141,709千円
期末・勤勉手当	295,742千円
計(B)	1,183,925千円
1人当たり給与費(B/A)	5,216千円

注①職員手当には退職手当を含みません。

注②職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

(3)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
95.5	95.4	96.4	97.6

注ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況（令和3年4月1日現在）

(1)職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

■一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
町	40.0歳	288,743円	323,325円
国	43.2歳	327,564円	408,868円

■教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
町	41.7歳	340,912円	384,711円

注①「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

注②「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また「平均給与月額(国ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当などを除いたもの)で算出しています。

■技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
町	48.2歳	269,233円	290,636円
国	50.9歳	287,283円	328,862円

(2)職員の初任給の状況

区分	初任給額
一般行政職	大学卒 182,200円
	高校卒 150,600円
技能労務職	高校卒 143,800円
	中学卒 -

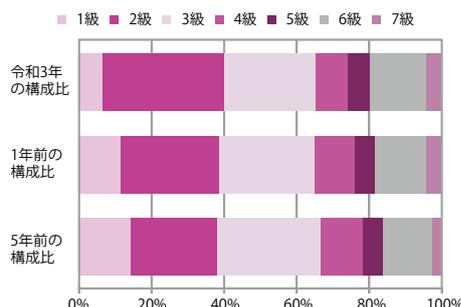
(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	学歴	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	234,800円	306,500円	365,400円	387,500円
	高校卒	200,200円	264,100円	-	-
技能労務職	高校卒	-	-	-	285,400円
	中学卒	-	-	-	-

※人数が3人以下の欄は、個人情報保護のため表示していません。

3 一般行政職の級別職員数などの状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	11人	6.8%
2級	主事	54人	33.3%
3級	係長、主査、副主査	41人	25.3%
4級	課長補佐、係長	14人	8.6%
5級	課長補佐	10人	6.2%
6級	課長、局長、主幹	25人	15.4%
7級	部長、参事、次長	7人	4.3%



注①町の給与条例に基づく給料表の級区分、かつ、地方公務員給与実態調査による一般行政職に該当する職員数です。

注②標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (令和2年度)

1人当たり平均支給額	1,282千円
期末手当	2.55月分(1.45月分)
勤勉手当	1.90月分(0.90月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5～15%

注()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～15%加算) 退職時特別昇給 なし	

注 令和2年度に退職した職員に支給された退職手当の1人当たり平均支給額は、自己都合4,112千円、勸奨・定年15,402千円です。

(3) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容・支給単価	支給実績 (令和2年度決算)
扶養手当	子：月額10,000円	19,451千円
	その他親族：月額6,500円	
住居手当	借家：月額28,000円(最高)	11,440千円
通勤手当(片道2km以上に限る)	交通機関利用：6ヵ月定期券価格	14,480千円
	自動車など利用：月額2,000～31,600円(片道距離に応じて)	
特殊勤務手当	ごみ処理作業に従事する職員に対して支給：月額20,000円以内	2,643千円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務した時間に対して支給	36,335千円
管理職手当	月額33,320～64,442円(役職に応じて)	35,515千円
宿日直手当	日直手当：日額4,400円	支給実績なし
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計月額額の3%	27,381千円

5 特別職の報酬などの状況 (令和3年4月1日現在)

区分	給料・報酬 (月額)	期末手当	退職手当	
			(算定方式)	(支給時期)
町長	880,000円	(令和2年度支給割合)	給料月額×在職年数×520/100	任期ごとまたは在職期間ごと
副町長	750,000円	3.15月分	給料月額×在職年数×330/100	任期ごとまたは在職期間ごと
議長	380,000円	(令和2年度支給割合)	—	—
副議長	335,000円	3.35月分	—	—
議員	320,000円	—	—	—

6 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		令和3年	令和2年	
一般行政部門	議会	3人	3人	0人
	総務	62人	65人	▲3人
	税務	19人	19人	0人
	民生	28人	26人	2人
	衛生	30人	29人	1人
	労働	0人	0人	0人
	農林水産	7人	8人	▲1人
	商工	2人	2人	0人
	土木	14人	16人	▲2人
	小計	165人	168人	▲3人

部門	区分	職員数		対前年増減数
		令和3年	令和2年	
特別行政部門	教育	62人	63人	▲1人
	小計	62人	63人	▲1人
公営企業等会計部門	水道	10人	11人	▲1人
	下水道	6人	6人	0人
	その他	16人	15人	1人
	小計	32人	32人	0人
合計		259人 [331人]	263人 [331人]	▲4人 [0人]

注1 職員数は一般職に属する人数です。

注2 []内は、条例定数の合計です。

7 職員の分限・懲戒処分の状況 (令和2年度)

① 分限処分

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。
心身の故障により休職処分とした者=11人

② 懲戒処分

「懲戒処分」とは、公務員関係の秩序を維持するための道義的責任を追及して行う処分です。
公務員としてふさわしくない非行により懲戒処分とした者=0人